

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例（平成13年岩手県条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 6歳以上18歳未満の者 <u>(婚姻により成年に達したとみなされるものを除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)～(7) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定により成年に達したものとみなされた者及び同法附則第3条第3項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされる者に係るこの条例による改正後の青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。